

福 井 県

『福井県文化財保存活用大綱（案）』 に関する県民パブリックコメント意見募集の結果

令和2年3月23日
福井県教育庁生涯学習・文化財課

「福井県文化財保存活用大綱（案）」について、県民の皆様から貴重な御意見をいただき、厚くお礼申し上げます。提出されました御意見の概要等を、以下のとおり公表します。

- 1 募集期間
令和2年2月18日（火）～3月2日（月）
- 2 意見件数（意見提出者数）
28件（15名）
- 3 提出された御意見の概要および県の考え方
別紙資料のとおり
- 4 問い合わせ先
福井県教育庁生涯学習・文化財課
電 話：0776-20-0579
F A X：0776-20-0672
アドレス：syoubun@pref.fukui.lg.jp

**福井県文化財保存活用大綱（案）に関する
県民パブリックコメントの意見概要と県の考え方**

序章（大綱策定の背景と目的・大綱の位置づけ）

	意見概要	県の考え方
1	<p>各所で文化財の調査および保護、補助金等の支援の強化について言及されているが、指定文化財の件数の増加に伴う県の費用負担増大の対処（財源確保）が示されておらず、実効性が不透明である。「まちづくりに活かす」方策として、文化財より簡易で安価な方法は多くある。「福井県にとって負担を払ってでも文化財を保存・活用する必要性とは何か」といった文化財保護の理念を、序章第1節で掲げることはできないか？</p>	<p>指定文化財の件数の増加に伴う費用負担の増大への対処は、文化財を保存・活用していくために必要なことから、今後とも予算の充実について努力してまいります。</p> <p>大綱の基本理念として『魅力ある福井の文化財』を未来へつなぎ、愛着と誇りある郷土を目指して」と決めました。福井県にとって文化財は、地域の歴史や文化を理解する上で重要であり、将来の文化発展の基礎となるものなので文化財を次世代へ確実に継承していくことが大切であることを文中で明記しました。</p>

第1章 文化財の保存・活用に関する基本的方針

	意見概要	県の考え方
2	<p>P. 9 第1章第1節(2)②日本海交流の中の福井の3段落目で三国湊に関する記述のうち「廻船問屋」という表現は、三国湊においては史料用語として「廻船問屋」が存在し、ここで言われる趣旨とは異なることから別の表現にすべきと考える。</p> <p>また、「越前・若狭を船籍とする廻船問屋」という表現があるが、これは単純に船主と廻船問屋を混同しているものであるため、修正すべきと考える。</p>	<p>ご意見の内容を踏まえ、別の表現に修正いたしました。</p>
3	<p>第1章で、県内の文化財が紹介されているが、無形文化財や民俗文化財が1件も触れられていない。</p>	<p>ご意見の内容を踏まえ、第1章において、無形文化財、民俗文化財について記載いたしました。</p>

4	<p>第1章は全体として「歴史・地理的環境」という題目で始まるにもかかわらず細節は必ず地理的環境から開始されていることなど、読み手にいささか伝わりづらい構成ではないか。特に(2)は俯瞰的なまとめというより羅列になっていて読みづらく思う。福井の文化財の価値について周知するための節なので、どこかにより端的な概要を置いて全容をわかりやすくしていただけると嬉しい。</p>	<p>ご意見の内容を踏まえ、読みやすくなるように文章表現を修正いたしました。</p> <p>また、文化財の価値については、今後ともホームページ「福井の文化財」等を通じて発信して文化財の周知を図ってまいります。</p>
5	<p>「特に勝山市北谷では、最多種の恐竜化石が発掘されており、「勝山恐竜化石群及び産地」【天然記念物】は、恐竜時代の古環境が最も明らかにされている学術的価値が高い地域である。」という文章について、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「最多種」・「最も明らかに」の比較対象が曖昧なので「最」は不要ではないか。 2. 地域だけでなく化石自体も記念物指定されており、また学術的価値があることが天然記念物の定義であるため、文末を変更した方がいいのではないか。 	<p>ご意見の内容を踏まえ、別の表現に修正いたしました。</p>
6	<p>第1章第1節②日本海交流の中の福井に、「三国湊は、中世には、坪江郷に属し」とあるが、歴史用語としての正式な名称は「坪江荘」で、坪江荘が「坪江上郷」と「坪江下郷」に分かれており、三国湊は坪江下郷に属していた。文章の中では「坪江荘に属し」とするか、「郷」とつけるなら「坪江下郷に属し」とするのが、よいと思う。</p>	<p>ご意見の内容を踏まえ、別の表現に修正いたしました。</p>

第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

	意見概要	県の考え方
7	<p>教育活動のなかで、子どもが地元の文化的資源を活用した地域活性化プランなどを考える取組がなされている。行政は、文化財の情報を与えるだけでなく、(良いプランであれば)部分的でもいいので実現に向けて動いていただきたい。子どもの文化財活用への意識も変わると思う。</p>	<p>子ども達の考えた文化的資源を活用した地域活性化プランについては、例えば出前授業や各学校の総合的な学習の中で出てくるものと考えられます。各学校を通じて提案のあったプランにつきましては、各市町教育委員会との連携を図りながら、文化財を教育現場に活用できるよう努めてまいります。</p>
8	<p>県庁移転の話があるが、これまでに福井駅前で発掘調査により福井城跡の遺構や遺物の出土もあり、城下町として駅前帯を観光、歴史、文化面で盛り上げる素材が多く存在すると思う。お堀周辺の活用も含め、商店街などの現代的な都市開発との二本立てで進めていけないか。</p>	<p>県庁移転を含む福井駅周辺の都市開発に合わせて福井城跡等の文化財を活用することについては、まず、文化財の価値が担保されることが大前提です。そのうえで、文化財の現状を踏まえ、貴重な文化財をまちづくりや文化財の公開(観光等)に活かしていくことが大切であると考えています。今後、福井城跡を含むその周辺の文化財の活用については、福井市や関係部局と連携を図りながら取り組んでまいります。</p>
9	<p>P. 26 第2章 第2節 (1) (イ) 名勝について、本文5行目の文末の「必要な助言を行っていく」を、「必要な助言等の支援を行っていく」に変更してはどうか。</p>	<p>ご意見の内容を踏まえ、別の表現に修正いたしました。</p>
10	<p>文化的景観の深刻な課題としてP. 17において「地域コミュニティの弱体」が示されているが、P. 27の保存方針中にその対策が言及されていない。記載されている方針だけで足りるのか。</p>	<p>文化的景観が抱える課題における対策は地域ごとに異なるため、市町が文化的景観保存活用計画でその方針を定めることとなります。県は、文化的景観の保存及び活用が図られる計画となるよう必要な助言等を行ってまいります。</p>

11	<p>福井県は文化施設が多いにも関わらず、学芸員の数が少なく、現場のマンパワーが不足していると感じる。もっと学芸員を増やして、体制を充実し県民に還元して欲しい。</p>	<p>文化財専門職員の充実、文化財の修理・整備などに適切な対応が可能となり、文化財の多様な価値を発信できるようになるなど、文化財保護行政に重要なことです。そのため、市町を含め文化財の保存・活用を適切に実施できる人材の育成・確保及び適切な配置に努め、県内の貴重な文化財を次世代へ確実に継承してまいります。</p>
12	<p>専門職の業務は日頃からの知識・技術の獲得が大前提となることは言うまでもないが、大綱案の各所からは業務量の増大が予見される。目先の事務仕事に追われるあまり知識・技術の獲得が疎かになってしまうと、将来の保護・活用に支障をきたすのは明白である。P. 33、P. 34にあるとおり、増大するであろう業務量に対し、適切な人員増が必要と考える。</p>	<p>文化財専門職員の充実、文化財の修理・整備などに適切な対応が可能となり、文化財の多様な価値を発信できるようになるなど、文化財保護行政に重要なことです。そのため、市町を含め文化財の保存・活用を適切に実施できる人材の育成・確保及び適切な配置に努め、県内の貴重な文化財を次世代へ確実に継承してまいります。</p>
13	<p>P. 32の「人材の育成・確保」では、文化財保護に関係する専門職員だけでなく、広く県職員全体に対して文化財保護の観点からの教育を行い、意識を高める必要性について記述する必要がある。</p>	<p>県職員へは文化財の催し等の情報をこれまで以上に発信・共有するとともに、関係部局には文化財関連の情報を共有するなどして文化財保護意識の醸成に努めてまいります。</p>
14	<p>県内には優秀な研究者がいるが、新進気鋭の若手研究者を前面に出すことで、県の研究レベルも上がるのではないかと思う。もっと若手研究者（学芸員）を活用してほしい。</p>	<p>文化庁やその他関係機関の研修を周知するとともに、若手学芸員の専門知識を生かした調査や出前講座への協力の依頼などを働きかけてまいります。</p>
15	<p>美術工芸品の報告書が少ないように感じる。整理・報告を進める時期に来ているように思う。きちんと刊行していくべきである。</p>	<p>美術工芸品についても、未指定文化財を含め、地域の貴重な文化財について、所有者の意向を確認しつつ市町と協力しながら文化財の価値の把握に努め、今後とも文化財の保護の推進を図ってまいります。</p>
16	<p>別添資料6を見ると、福井県は美術工芸品に関する調査報告書が少ない。これを増やしていくという意志を大綱で示したほうがよいと考える。</p>	<p>美術工芸品についても、未指定文化財を含め、地域の貴重な文化財について、所有者の意向を確認しつつ市町と協力しながら文化財の価値の把握に努め、今後とも文化財の保護の推進を図ってまいります。</p>

17	<p>県指定文化財には陶磁器の指定が他県に比べて、極めて少ない。県内には六古窯に数えられる越前窯を有しているにも関わらず、陶磁器に関心がないのはいかなるものかと考える。</p>	<p>越前焼をはじめとした県の特徴を示す文化財や県として重要な文化財の指定について、所有者等の意向を確認しつつ、各市町とともに指定業務の推進に努めてまいります。</p>
18	<p>県指定の遺跡が増えないのはなぜか。観光資源として文化財を活用していくにあたり、そういったことは観光地化するために整備を進めてほしい。</p>	<p>県内には未指定を含めた貴重な文化財が多く存在し、各市町と協力しながら文化財の保存と活用を図っています。今後も、遺跡を含む貴重な文化財をまちづくりや文化財の公開（観光等）に活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでまいります。</p>
19	<p>「修理・整備に対する支援」について P. 30 「指定文化財の保存修理等については、法令に基づき、国、県（市町）による補助金を交付できる制度がある。」が、別添資料7によると、補助率は1/2や1/3であり、文化財の所有者等（管理者）が、補助金を除く額を負担できなければ、修理ができない制度となっている。</p> <p>文化財が指定されても、価値を維持するために、多額の経費を要する。行政として、文化財の価値を永遠に維持していこうというのならば、補助率を100%にすべきである。</p>	<p>指定文化財の価値を維持するための保存・修理にかかる所有者の負担については、本県を含む全国的な課題であります。今後、所有者負担を軽減するための対策を、他県の取り組みを参考に検討してまいります。</p>

20	<p>福井県は畳の基準寸法が3通りある。若狭地方と言われた嶺南は京間畳。越前地方と言われた嶺北は越前間畳、さらに金津や三国などの加賀地域との隣接地域では加賀間畳となっている。加賀間は江戸間と同じである。</p> <p>伝統的な建物の修復調査の時に、実際に作業に当たる職人から意見を聞き取っているのか疑問に思う時がある。また、現在の工法にそぐわない古い技術は、若い世代には引き継がない事もある。結果、古い建物の修復がオリジナルのままの修復が難しくなる。古い技術の伝承機会と実践の機会が求められる。</p>	<p>文化財の修理・整備等については、文化財の各分野の専門家のみ意見に偏らず、文化財の多様な価値が確保されることを修理・整備等の方針としています。実際の修理・整備等には学識経験者を含む専門家の助言を仰ぐこととしています。</p> <p>また、建物だけでなく、他の文化財についても文化財の保存に不可欠な保存技術の普及啓発にも努めてまいります。</p>
----	---	--

第3章 市町への支援の方針

	意見概要	県の考え方
21	<p>各所で「市町と協力して行う」とありますが、第3章第1節で言及されているとおり、市町での専門職員の配置は必ずしも十分ではありません。P. 35にあるように、研修の実施を充実させても、限られた職員が多分野の研修を受講することとなり、結果、市町の職員は、専門的知見を得られても、専門的知見に立って実働できるとは限りません。「協力」が書面・電話での照会で終わらせることがないよう、今後とも、県生涯学習・文化財課の専門職員には各分野で明確な専門性をもって、主体的な行動をとっていただける体制づくりの継続をお願いします。</p>	<p>指定に向けた文化財調査や緊急的な修理・整備等の市町の要望に対して、今後とも専門的(技術的)な支援による協力を継続して実施することで、文化財の保存・活用を適切に取り組んでいけるよう努めてまいります。</p>

22	<p>市町の行政職員が計画策定にあたりどのくらいの規模必要とされるかが気になった。文化財部署が充実していればよいが、1人ないしまったくないという話も聞いたことがあるが、その状況で策定するという方針になった場合、県はどのような支援をするつもりなのか気になった。</p> <p>市町に職員がいるとの前提のもと話が進んでいる感じがした。</p>	<p>県は文化財保存活用地域計画の作成を予定している市町に対して、県の専門職員による調査協力や、専門家の紹介などの支援を行ってまいります。また、行政事務に係る助言も行い、できる限り計画の作成の支援を行ってまいります。</p>
----	---	--

第4章 文化財の防災・災害発生時の対応

	意見概要	県の考え方
23	<p>第4章文化財の防災・災害等発生時の対応について、防災・防犯マニュアルの作成時の想定ですが、火災については建造物だけではなく文化財収蔵施設（寺社等の収蔵庫で文化財専用になっているもの）も対象にしてはどうでしょうか。</p>	<p>ご意見の内容を踏まえ、マニュアル整備を検討します。</p>
24	<p>P. 45 図4 県内文化財レスキュー連携ネットワーク図について、文化庁とのやりとりの中で文化庁に対して「報告」のみであるが、P. 41 表6では、国の対策として「防災対策事業への補助」もあることから、『報告・要請（要望）』などにし、県内だけで解決できない事例のある場合を想定した流れにしてはいかがでしょうか。</p> <p>また、所有者側のサークルから教育委員会に対して右向きの一方向の矢印であるが、左向きの矢印に加え『報告・要請（要望）』を加え、いずれからも双方向のやり取りをする内容にした方がよいと思います。</p>	<p>ご意見の内容を踏まえ、図を修正いたしました。</p>

25	<p>平常時もしくは災害時における指定・未指定も含めた歴史資料の散逸が気になります。P. 45 第4章第6節「文化財レスキューネットワークの構築」の箇所で、「ふくい史料ネット」等との連携をうたっており、私も「ふくい史料ネット」の末席にありますが、その構成員の多くは県および市町村の文化財職員や学芸員です。しかし市町村の文化財職員といえども、小規模の自治体になればなるほど、災害時においては人命優先の緊急対応の班に編成され、実際に被災地の資料レスキューにあたることができません。</p> <p>そこで、被災自治体の職員が動けないときに、被災していない自治体の職員や有志が被災地に入り資料レスキューにあたる、有機的なネットワークづくりが大切と考えます。</p>	<p>災害に対して、被災していない近隣自治体の職員や文化財関係施設、有志による応援を受けられる体制を構築していくとともに、文化遺産防災ネットワーク推進会議の活動ガイドラインに基づいて、近隣府県および国立博物館等と協力して対応してまいります。</p> <p>県は、被災時に文化財のレスキューがすみやかに行えるよう、応援体制の整備等に努めてまいります。</p>
26	<p>地域の文化財に関しては県学芸員よりも市町学芸員のほうが詳しい。しかし、市町学芸員は災害発生時に文化財保護ではなく避難所等の業務に忙殺されるため初動に問題が発生する。これを大綱で改善できれば県所管課が効率的に業務を進められ、結果として文化財保護につながると考える。</p>	

第5章 文化財の保存・活用の推進体制

	意見概要	県の考え方
27	<p>P. 47～P. 48 (3) 市町文化財保護主管課との協力において、『市町の要請により県文化財保護審議会委員等、有識者を積極的に紹介していくことも重要である。』とありますが、市町に文化財専門家がいない場合においては、有識者の意見があっても、事務を進められないことも懸念されます。</p> <p>『市町の要請により県の文化財専門員の派遣や、県文化財保護審議会委員等、有識者を積極的に紹介していくことも重要である。』と加えられないでしょうか。</p>	<p>文化財の保存・活用については、市町と役割を分担し、そのうえで市町に対して指導・助言等の支援を積極的に行うほか、財政的支援も行って対応していきます。また、地域で生まれ、継承されてきた文化財については、今後も地域で確実に保護・継承されていくことを基本理念と考えています。</p>

別添資料について

	意見概要	県の考え方
28	<p>P. 67 別添資料8について、劔神社の「劔」の文字がすべて「劔」になっている。</p>	<p>ご意見の内容を踏まえ、修正いたしました。</p>